

総論	章	頁	委員意見
	1	5 ～ 6	○ 地域保健福祉には、児童福祉、母子福祉、母子保健も対象となる。福岡市福祉のまちづくり条例は、事業所を含めた全ての市民を対象として策定されており、計画で何らかの形で児童福祉にふれることが必要。 ○ 市民局が所管する福岡市スポーツ振興計画など、他にも密接な関連がある計画を記載すべき。

各論	章	頁	委員意見
	1		○ 町内会の位置付けをしっかりとしなければ、地域福祉はできない。現在の自治協議会のように、平均1万人を超える規模を1つの単位としていては、地域福祉は進まない。福祉はパートナーを町内会にして、町内会をきちんと計画の中に位置付けるべき。
			○ 自治協議会がようやく軌道に乗り始めている今、再び町内会を位置づける必要があるのか。
			○ 地域の福祉を担う最小単位として町内会をきちんと位置づけて活動を支援すること、また、校区や民生委員、社協と一緒に地域福祉活動を行っていくことを明確にすべき。
			○ 孤立死など民生委員だけでは見つけにくく、町内会であれば発見も早いのでは。
			○ ふれあいネットは昔の「向こう三軒両隣」のこと。自治協議会につなげば、町内会、老人クラブ、公民館に情報が伝わる。
			○ 自治協議会活動については、活発に活動している校区もあれば活動していない校区もあって、千差万別である。
		28	○ 町内会を活用するのはいいが、どれだけ情報発信できるかは見えない。市政だよりはどの程度読まれているか不明。回覧板も読まれているか疑問。かといってお年寄りにインターネットの活用を、というのも難しい。掲示板はよく見られているようだ。広報を含めた情報をPRする手段は色々ある。
		28 ～ 29	○ 情報発信する上で、町内会を一つの選択肢として入れるシステムを考えてよい。情報提供を、市全体、区、校区、町内というように、段階別に見せていくことができるとよい。
		28 ～ 29	○ 情報発信する場合は、細かな内容を掲載するよりも、実際に情報を受ける側が役に立つ情報の提供方法が大切。
	2	30	○ 様々な相談窓口の名前が掲載されているが、何処でどんな相談を受けてもらえるのか相談に辿り着くまでをわかりやすく示す工夫を。
		30	○ 自分で窓口に行けない人への働きかけ・相談体制のあり方も大切。早く、安く、的確に、が必要。
	3		—
	4		○ 活動拠点に地域集会所を位置づけるべき。
		33	○ 土地の取得への融資や市有地の貸与など、地域集会所を活動の拠点として位置付けることを検討されたい。

各論	章	頁	委員意見
	5	34	○ 地域での活動拠点に、福祉施設の活用を図るべき。 市内には、保育所をはじめとした児童福祉施設、特別養護老人ホームを中心とした高齢者施設、障がい児・者施設等があり、これらを活動拠点の一つに加えると、施設と地域との交流を通しての障がい者理解などが図れる。施設が持っている能力（専門的マンパワー）を地域で活用する（提供してもらう）という発想を。
	6	35	○ 福岡市は大学生が多い都市であり、大学生の活用を提案したい。大学生のボランティア活動を市が何らかの形でバックアップすることで活動が活発になり、福祉の意識も醸成される。
	7	36 ～ 39	○ 地域での支え合いネットワークの図中に新聞・牛乳配達、コンビニ等が列挙してあるが、活動の中心となるのは自治協議会や民生委員・町内会であり重みが違う。他の団体と同列に扱うのは如何か。 ○ 地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業を実施する「地域」の範囲はどこなのか。福祉の最小単位として福岡市が町内会をパートナーとして位置づけることから始めるべき。
		36	○ 南区では自治協議会＝（イコール）町内会である。ネットワークの形成イメージ図はわかりやすい。
		36 ～ 39	○ 第7章は「地域での支援体制の構築」と「地域での支援体制の強化」に章を分けるべき。 ○ 地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業は、「地域での支援体制の強化」の章に分類すべき。
		36 ～ 39	○ どこまでが達成され、どう評価し、次にどうしていくかという視点がいつも欠けている。現状をきちんと評価した上で、次に向けた方向性を立てるべき。
		38 ・ 39	○ 地域福祉ソーシャルワーカーは、地域にとって必要だと感じている。民生委員や町内会と連携して支えていく体制を、福岡市の先進的な取組みとして行ってほしい。
	8	40	○ 要援護者台帳への登録者数、その割合、覚書を締結し地域に情報を提供している校区数・人数などのデータを教えてほしい。 【資料3参照】
		40	○ 災害時の支援活動は、町内単位で動く必要があり、平時の要援護者支援策に町内会も含めてほしい。 ○ 要援護台帳についても、町内会で要援護者台帳を作りたいところがあれば、情報提供など地域を支援したらどうか。
		40	○ 自治協議会は早く自主防災組織をつくって、市と覚書の締結を進めてほしい。また、自治会に入っていないUR等についても、加入するよう働きかけてほしい。ふれあいネットに出てくる人は元気な人が多い。そうでない人が心配である。
		40	○ タイトルを「災害時における要援護者の支援」としても良いのではないか。 ○ 外国人は、災害時において情報が届かず、ハンディを負うことがあるので、外国人も災害時要援護者として考えられないか。
		9	○ 生活の安定及び生活の安心の確保にわたる中に、虐待や引きこもりによる暴力を受けるということもあるので、こうした内容も含めてほしい。
	9	42 ～ 43	○ 生活保護に至ることを予防するための取組みを考えるべき。

各論	章	頁	委員意見
	10	44	○ 国が示す地域包括ケアの仕組みは福岡市のような大都市にはなじまないで、今回示された「福岡型地域包括ケアシステム」のイメージは良いと思う。 ○ 「１０（１）地域包括ケアの推進」の対象者に合わせた支援の表に、必要なサービスとして要介護者にのみ医療が示されている。これは特にという意味で表現されていると思うが、元気高齢者にとっても医療は必要となる。
	11	49	○ 「１１（６）疾病対策」の記載内容にある結核やHIVなどについては、何故ここにある疾病だけが特出しされているのか。
		49	○ 「１１（７）健康危機管理体制の充実」について、今回の東日本大震災等の状況などもみると、トップマネジメントが機能するということがポイントになると思うので、福岡市におけるトップマネジメントについてもより具体的に記載すべき。
	12		—
	13	51	○ 「１３（２）高齢者や障がいのある人のための住まいの確保」について、 「国の補助制度の活用により、高齢者向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに高齢者の入居を支援する」 とあるが、具体的に国の補助制度の内容や、本市の取組みの方向性を知りたい。